

加美消防署及び遠田消防署女性脱衣室改修工事仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する加美消防署及び遠田消防署女性脱衣室改修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

加美消防署及び遠田消防署の工事範囲は本仕様書で定めるものに係る一切とする。

第1節 工事概要

1 工事概要

女性脱衣室へ洗濯機を設置するための改修を行うものであり、改修に伴い既設棚の撤去、給排水設備の整備やコンセントの増設などを行う。

本工事にあたっては、労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。

2 工 事 名：加美消防署及び遠田消防署女性脱衣室改修工事

3 工事場所：加美郡加美町字新川原106 加美消防署 遠田郡涌谷町字関谷沖名303-1 遠田消防署

4 工 期：契約締結日の翌日 から 令和6年9月30日まで

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への本工事による影響を少なくするためにも施設を熟知し、また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要事項、又は、本工事の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 疑義・変更

本仕様書について設計・作業中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議しその指示に従うとともに記録を作成し提出すること。また、本仕様書は、原則として変更は認めないが、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。

第3節 工事内容

1 主な作業等

(1) 建築工事

- ・脱衣棚を撤去し、洗濯機用防水パンを設置する。
- ・壁及び床の仕上げ作業。

- ・洗面化粧台の設置
- (2) 電気設備工事
 - ・コンセントを1箇所増設する。
- (3) 給排水設備工事
 - ・洗濯機設置個所への給水設備及び洗濯機排水設備を設置する。

2 改修作業

本工事に際しては、消防業務全般に支障を及ぼさないようにするとともに、騒音や振動にも配慮し、施設利用者に対して不快な思いをさせないように配慮すること。また、消防業務を継続しながらの工事のため、施錠等について配慮を行うこと。

3 改修内容の変更

内容に変更の必要が生じた場合、その内容及び理由がやむを得ないと認められる場合に限り、受注者は発注者と協議の上変更することができる。

4 作業時間等

作業時間は原則として、平日午前8時30分から午後5時00分までとし、工事個所が女性専用スペースであることから作業前には、監督員等の承諾を得て実施することとする。休日は発注者が指定する監督員と協議し、承諾を得た後に実施すること。

第4節 安全管理

事故防止対策については、施設内と敷地内での工事は、当該庁舎の勤務者及び利用者の妨げにならないように留意するとともに、十分な安全を確保し立ち入り禁止区間等を明確に表示すること。

第5節 保証

1 性能保証

本工事の保証期間は、正式引き渡しの日から1年間とし、何らかの不備が発生した場合、受注者の責任と費用において速やかに必要な措置を講じること。ただし、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

2 正式引渡

本工事完了後に発注者の検査を行い、その結果に基づいて正式に引渡すものとする。なお、完了検査済証を添付すること。

第6節 工事完了及び提出図書等

1 工事完了

受注者は、本工事完了後、速やかに完了時提出書類を発注者に提出し、発注者検査職員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後次の図書等を作成し提出するものとする。

(1) 着工時：着手届及び工程表

現場代理人等通知書（経歴書を添付すること）

その他指示する図書

(2) 完了時：業務完了報告書，現場写真，完成図2部，その他指示する図書

第7節 その他

1 許認可申請

本工事内容により関係官庁へ認可申請，報告，届出等の必要がある場合には，その手続きは受注者の経費負担により代行すること。

2 基本的事項

本工事に際しては，次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

受注者は作業にあたって安全に配慮留意し，関係法令を遵守するものとする。特に火気等の使用については，発注者担当者と十分協議をすること。

(2) 現場管理

資材置場，資材搬入路等については発注者担当者と十分協議し，周辺に支障が生じないように計画し実施すること。また，整理整頓を履行し，火災，盗難等の事故防止に努めること。

(3) 撤去物について

本工事において発生した撤去物及び残材等は全て撤去するものとし，関係法令に従い適正に処分するものとする。

(4) 復旧

設備及び既存物件等への損傷，汚染防止に努め，受注者の責任範囲において損傷，汚染が生じた場合は，受注者の負担で速やかに復旧すること。

(5) 協議

当該工事過程において生じた疑義については，組合と受注者とが協議の上決定する。

3 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

(2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この

契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

女性仮眠室洗濯機設置工事図面

